

全 員 協 議 会

令和8年8月28日
午前10時開議
301会議室

協 議 事 項

- 1 加賀市上下水道事業の今後の経営のあり方の答申について
- 2 経常収支比率及び健全化判断比率等について
- 3 その他

委 員 会 開 催 報 告

(7 月 21 日から 8 月 28 日まで)

1 常任委員会

(1) 総務経済委員会 (8 月 6 日 午前 10 時から)

- ・ 加賀市上下水道事業の今後の経営のあり方の答申について
- ・ 報告事項
- ・ その他

(2) 教育民生委員会 (8 月 7 日 午前 10 時から)

- ・ 報告事項
- ・ その他

2 特別委員会

(1) 基地対策特別委員会 (7 月 21 日 午前 10 時 35 分から)

- ・ 令和 8 年度防衛省補助事業について

(2) 公共施設マネジメント特別委員会 (8 月 6 日 午後 1 時から)

- ・ 加賀市公立保育園再編基本計画 (改定版) の素案について

(3) 不登校・ひきこもり特別委員会 (8 月 7 日 午前 11 時 30 分から)

- ・ 最終報告書について

(4) 議会活性化特別委員会 (8 月 7 日 午後 1 時から)

- ・ 今任期の委員会で取り組む議会改革に関する検討項目の取り組み結果について
- ・ 委員会のまとめについて
- ・ 議会報告会について
- ・ 議会広報の在り方について
- ・ 報告事項

加賀市上下水道事業の今後の経営のあり方の答申について —諮問から答申までの概要—

加賀市上下水道事業では、加賀市上下水道事業経営検討委員会に上下水道事業の今後の経営のあり方について諮問し、この度、答申を受けましたので報告します。

1. 諮問の背景 —上下水道事業の現状—

上下水道事業は重要な社会基盤であるが、下記のような深刻な経営課題に直面している。

- (1) 経営悪化の現状
 - 水道事業……単年度純損失が続いている。
 - 下水道事業……他会計からの借入により資金残高を維持。
企業会計の原則である独立採算制が保たれていない。
- (2) 経営悪化の要因
 - 人口減少による料金収益の減少。
 - 物価、資材価格、借入金利、賃金の上昇。
 - 料金回収率が100%を下回り、料金で費用が賄えない。
- (3) 将来のリスク
 - 老朽化更新等の費用増大
 - 持続可能なサービス提供には財源確保が急務

2. 諮問

今までの経営努力だけでは、「将来にわたる安定的な事業運営が困難となるおそれがある」ことから、市民生活に不可欠なライフラインである上下水道の長期的な視点に立った料金改定を含む増収策と、水道・下水道施設の更新・耐震化を着実に進めるため、今後の経営のあり方について諮問し、答申を求めた。

3. 経営検討委員会での審議内容

令和7年9月～令和8年7月の間 計6回開催

上下水道事業の現状、課題と取組の把握、適正な料金負担水準、改定の必要性、改定期間など慎重な審議を重ねた。

回	主な審議内容
第1回	委員会の設置について／加賀市の上下水道事業の現状について
第2回	水道事業の課題と取組／水道料金算定の考え方／現行の料金体系と見直しの方向性
第3回	下水道事業の課題と取組／下水道使用料算定の考え方／現行の料金体系と見直しの方向性
第4回	上下水道事業の現状／適正な負担水準／上下水道の料金体系について
第5回	水道料金及び下水道使用料について／料金改定の実施時期について
第6回	答申(案)について

4. 答申内容

加賀市上下水道事業経営検討委員会は、

将来世代へ問題を先送りせず、持続可能で健全な事業運営を維持するとともに、必要な施設更新・耐震化を着実に進めるため、料金改定は適当であると結論付けました。

料金算定期間	令和 8 年度から令和 12 年度までの 5 年間
平均改定率	水道料金 25.0%引き上げ / 下水道使用料 15.0%引き上げ
実施時期	令和 9 年 4 月 (市民への十分な周知期間を確保し、早急に実施することが望ましい)
改定の理由	料金回収率・経費回収率が100%を下回り、安定したサービス提供の支障につながる 老朽化施設の更新・耐震化の投資需要が増大し、先送りは将来世代の負担増と安定供給への支障につながる

また、附帯意見として次の5つが添えられた。

- (1) おおむね 5 年ごとの定期的な料金見直し (2) 市民への丁寧な説明と相談体制の充実
(3) 統廃合・耐震化・有収率改善など経営改革の継続 (4) 減免など市民負担軽減策の継続・
拡充を国・県に要望 (5) 少量・大口双方の負担公平性への配慮

5. 改定までのスケジュール(予定)

この答申を受け、9 月議会への条例改正上程および関連予算の補正を予定している。

議決されれば、10 月から住民説明、広報・周知活動、問い合わせ窓口の設置を予定。

実施時期は、4月から。

事 項	令和 8 年						令和 9 年			
	7	8	9	10	11	12	1	2	3	4
市長への答申	答申									
市議会 (議案提出)			議案							
住民周知				周知期間(説明会・広報等)						
料金改定										実施

(参考資料)

答申(写)

料金体系(新旧)、モデルケース(一般家庭、大口使用者)

(写)

令和8年7月16日

加賀市長 山 田 利 明 様

加賀市上下水道事業経営検討委員会

会長 平 野 禎 幸

加賀市上下水道事業の今後の経営のあり方について（答申）

令和7年11月19日付発加経第28号で諮問のありました加賀市上下水道事業の今後の経営のあり方について、加賀市上下水道事業経営検討委員会設置規程第2条に基づき、当委員会で慎重に審議を重ねた結果、下記のとおり答申します。

なお、事業運営に当たって留意されるべき事項を附帯意見として申し添えます。

記

1. 答申にあたって

加賀市の上下水道事業は、市民生活や地域経済を支える重要な社会基盤であり、安全で安心なサービスを将来にわたり安定して提供していくという重要な使命を担っている。

一方で、人口減少に伴う料金収入の減少や施設・設備の老朽化が進行するなど、事業を取り巻く経営環境は一層厳しさを増している。このような状況の中、現役世代だけでなく将来世代にも問題を先送りすることなく、持続可能な事業運営を確立していくことが求められている。

こうした状況を踏まえ、令和7年11月19日、市長から本委員会に対し、従来から取り組んでいる経費削減対策のみでは将来にわたる安定的な事業運営が困難となるおそれがあることから、長期的な視点に立った料金改定をはじめとする収益確保策を含め、加賀市上下水道事業の今後の経営のあり方について諮問がなされた。

本委員会では、この諮問を受け、加賀市上下水道事業が将来にわたり安定したサービスを提供し続けられるよう、その経営のあり方について慎重かつ多角的な審議を重ねた。

2. 答申について

諮問を受け、本委員会は令和7年度から計6回にわたり開催し、上下水道事業の経営状況や将来見通しの分析、経営課題の整理、料金算定方法及び料金改定案について慎重に審議を重ねた。

審議の結果、人口減少に伴う料金収入の減少が進む一方、物価上昇により施設の維持管理費は増加しており、長年にわたり料金を据え置いてきたことから、水道事業の料金回収率及び下水道事業の経費回収率はいずれも全国平均を大きく下回る状況にあることを確認した。また、今後は老朽化した施設の更新や耐震化事業への投資需要が一層増大することが見込まれるが、これらを先送りすることは将来世代への負担の増加や、安定したサービス提供への支障につながるおそれがある。

これらの状況を総合的に勘案した結果、将来にわたり持続可能で健全な事業運営を維持するとともに、必要な施設更新及び耐震化事業を着実に推進するためには、令和8年度からの5年間を料金算定期間として、水道料金を平均25.0%、下水道使用料を平均15.0%改定することが適当であるとの結論に至った。

なお、料金改定の実施時期については、市民への十分な周知期間を確保するとともに、必要な制度改正や準備期間を勘案し、令和9年4月から実施することが適当であるものとして答申する。

3. 水道料金及び下水道使用料の適正水準について

(1) 料金算定期間について

令和8年度から令和12年度までの5年間とする。

(2) 水道料金及び下水道使用料について

収益的収支及び今後の更新投資計画を踏まえ、算定期間の5年間で水道事業の平均改定率25.0%及び下水道事業の平均改定率15.0%とすることが適当である。

(3) 水道料金及び下水道使用料の料金体系について

上下水道料金については、現行の基本料金と従量料金からなる二部料金制を引き続き採用することが適当である。

ア 基本料金

基本料金は、使用水量にかかわらず発生する人件費、施設の維持管理費及び減価償却費などの固定的経費を賄うためのものであり、事業経営の安定化を図るうえで重要な料金構成要素である。

イ 従量料金

従量料金には「逡増型」「逡減型」「単一型」の料金体系があるが、現在採用している「逡増型」を引き続き採用することが適当である。

逡増型料金は、使用水量が増えるほど単価が高くなる料金体系であり、大量使用者に施設更新や設備増強などに要する費用について応分の負担を求めることで、一般家庭等の料金負担を抑えるとともに、水資源の合理的な利用を促進する役割を果たしている。今後も受益者負担の公平性を確保し、限りある水資源の有効利用を図る観点から、現行の料金体系を維持することが適当である。

ウ 料金設定

① 水道事業について

現在の基本料金は、口径区分ごとに異なる基本水量を設定しているが、口径によって基本水量に差があることは、使用水量に応じた負担の公平性を損なう面がある。このため、口径区分を廃止し、基本水量を一律 8 立方メートルに統一することが妥当であると判断した。これにより、水量に応じた負担の公平性の向上を図るものである。

また、基本水量の引下げに伴い、縮小分の水量は従量料金へ移行することとなるため、料金を一律に引き上げた場合、中口径から大口径における負担増が過大となるおそれがある。このため、口径ごとに基本料金及び従量料金の改定割合を調整し、中口径（30～50mm）の事業者や旅館等の大口使用者への影響に配慮した別表 1 の料金設定とすることが適当である。

② 下水道事業について

現在の基本料金は、1 か月当たり 10 立方メートルの基本水量を含めて設定

しているが、基本水量の範囲内では使用量にかかわらず料金が同額となるため、負担の公平性の観点から、基本水量を現行の 10 立方メートルから 8 立方メートルへ縮小することが妥当であると判断した。

また、基本水量の引下げに伴い、縮小分の 2 立方メートルは従量料金へ移行することとなるため、基本料金を引き上げると 8 立方メートル以下の少量使用者の改定率が過大となるおそれがある。このため、基本料金は現行のまま据え置き、改定に必要な収入は従量料金の引上げにより確保する別表 2 の料金設定とすることが適当である。これにより、少量使用者の負担増を抑えつつ、使用量に応じた公平な負担を実現するとともに、大量使用者にも応分の負担を求める逓増型料金体系を維持するものである。

(4) 改定時期について

使用料算定期間及び現下の厳しい経営状況を鑑みれば、早期の実施が望ましいが、市民生活や市内経済への影響を十分に考慮し、適切な周知期間を確保した上で実施することが望ましく、令和 9 年 4 月の実施を適当と判断する。

4. 附帯意見

本委員会は、上下水道事業の経営健全化及び持続可能な事業運営を図るため、今回の料金改定はやむを得ないものと判断した。一方で、市民生活への影響も十分考慮し、次の事項について特に配慮されるよう要望する。

(1) 定期的な料金の見直しについて

前回の料金改定から 15 年以上が経過し、その間の経営環境の変化に十分対応できなかったことが、今回の大幅な料金改定が必要となった要因の一つである。今後は、毎年度の実績検証を通じて経営状況や投資の進捗を把握し、おおむね 5 年ごとを目安として、計画の定期的な見直しを行うとともに、社会情勢等に応じた料金水準の適正化を図り、急激な負担増を招かない持続可能な料金制度の構築に努められたい。

(2) 市民への丁寧な説明と相談体制の充実について

料金改定に当たっては、市民の理解と納得を得ることが不可欠である。このため、料金改定に至った経緯や必要性、施設の老朽化、耐震化の必要性な

どについて、様々な機会を通じて分かりやすく丁寧な説明に努められたい。
また、改定後の料金に関する問い合わせや個別相談に適切に対応できる相談体制を設けられたい。

(3) 経営改革の継続について

料金改定後においても、施設の統廃合やダウンサイジング、老朽施設の計画的な更新及び耐震化、水洗化率の向上、有収率の改善、維持管理費の縮減、さらには国・県の補助金や交付金の積極的な活用など、経営の効率化と財源確保に向けた不断の経営努力を継続されたい。

(4) 市民負担の軽減に向けた支援の確保について

物価高騰対策として実施されている水道基本料金の減免事業は、市民生活を支える有効な施策である。今後も物価高騰等の社会経済情勢に応じ、市民負担の軽減につながる支援制度の継続・充実について、国及び石川県に対し必要な財政支援や制度の創設・拡充を積極的に要望されたい。

(5) 負担の公平性の確保について

少量使用者（高齢者世帯・単身世帯等）及び大口使用者（旅館、病院、介護施設、工場等）の双方の負担の均衡に十分配慮し、将来の使用実態や社会情勢の変化も踏まえながら、基本水量のあり方を含めた料金体系について、継続的に検討されたい。

別表 1

水道料金

(税抜)

用途		口径 (mm)	基本料金 (1月につき)		従量料金（1月につき）		
			水 量	料 金	水量区分		
					8 m³を超え 50 m³以下	50 m³を超え 1,000 m³以下	1,000 m³を 超える分
一般用		13	8 m³ 以 下	1,300 円	1 m³につき 210 円	1 m³につき 220 円	1 m³につき 230 円
		20		2,450 円			
		25		4,000 円			
		30		5,500 円			
		40		8,100 円			
		50		16,000 円			
		75		40,400 円			
		100		67,900 円			
		125		105,400 円			
		150		146,000 円			
臨時 用	農事用	13		125 円	1 m³につき 500 円		
	農事用 以外	13		1,250 円			
		20		2,500 円			
		25		3,130 円			
		30		3,750 円			
		40		5,000 円			
		50		18,750 円			
		75		25,000 円			

(税抜)

用途	口径 (mm)	基本料金 (1月につき)		従量料金 (1月につき)		
		水 量	料 金	水量区分		
				8 m³を超え 50 m³以下	50 m³を超え 1,000 m³以下	1,000 m³を 超える分
公衆浴場 用		1 m³につき 140 円				
消火栓 (消火訓 練に使用 したとき)	50 以下	1 個の放水時間 5 分までごとに 2,250 円				
	65	1 個の放水時間 5 分までごとに 3,500 円				
備考 一般用の従量料金は、従量料金欄に定めた水量の区分に従って当該区分に応 ずる水量に金額を順次乗じて計算した金額の合計額とする。						

別表 2

下水道使用料

(税抜)

用途	基本使用料 (1月につき)		従量使用料 (1月につき)		
			排水量区分		
	排水量	料金	8 m ³ を超え 50 m ³ 以下	50 m ³ を超え 1,000 m ³ 以下	1,000 m ³ を 超える分
一般汚水	8 m ³ 以下	1,200 円	1 m ³ につき 155 円	1 m ³ につき 160 円	1 m ³ につき 165 円
公衆浴場用汚水・ 温泉汚水・その他 の汚水			1 m ³ につき 100 円		
備考 一般汚水の従量使用料は、従量使用料欄に定めた水量の区分に従って当該区分に応ずる水量に金額を順次乗じて計算した金額の合計額とする。					

別紙

審議の経過

開催日		審議内容等
【第1回】	令和7年9月9日	・加賀市上下水道事業経営検討委員会について ・加賀市の上下水道事業の現状について
【第2回】	令和7年11月19日	・水道事業の課題と取組について ・水道料金算定の考え方について ・現行の料金体系と料金見直しの方向性について
【第3回】	令和7年12月23日	・下水道事業の課題と取組について ・下水道使用料の算定の考え方について ・現行の料金体系と料金見直しの方向性について
【第4回】	令和8年2月3日	・上下水道事業の現状について ・上下水道事業の適正な負担水準について ・上下水道の料金体系について
【第5回】	令和8年5月27日	・水道料金及び下水道使用料について ・料金改定の実施時期について
【第6回】	令和8年7月10日	・答申案

1. 料金体系（現行・改定後）

表の色：■青＝現行／■橙＝改定後（改定後は赤字）。いずれも税抜。

(1) 料金体系の見直し（考え方）

項目	現行	改定後
料金制度	二部料金制（基本料金＋従量料金）	二部料金制を維持
従量料金の型	逓増型（使用量が多いほど高単価）	逓増型を維持
水道 基本水量	口径別（8～30 m ³ ）	一律 8 m ³ に統一
下水道 基本水量	10 m ³	8 m ³ に縮小（基本料金は据置）
平均改定率	前回改定：水道 平成 22 年／下水道 平成 12 年	水道 +25.0％・下水道 +15.0％

(2) 標準的な世帯の 1 か月あたり料金（水道＋下水道）

区分（口径・使用水量）	現行	改定後	増減（改定率）
口径 13mm・8 m ³ （1～2 人世帯）	2,240 円	2,500 円	+260 円（+11.6％）
口径 13mm・10 m ³	2,526 円	3,230 円	+704 円（+27.9％）
口径 20mm・10 m ³ （2～4 人世帯）	3,500 円	4,380 円	+880 円（+25.1％）
口径 20mm・20 m ³	6,430 円	8,030 円	+1,600 円（+24.9％）
口径 50mm・1,000 m ³ （旅館等大口）	326,810 円	393,530 円	+66,720 円（+20.4％）

(3) 料金表（現行・改定後）

水道事業

一般用 | 基本水量・基本料金（円/月）

口径	現行 水量	現行 料金	改定後 水量	改定後 料金
13	8 m ³	1,040	8 m ³	1,300
20	10 m ³	2,300	8 m ³	2,450
25	10 m ³	3,400	8 m ³	4,000
30	30 m ³	7,600	8 m ³	5,500
40	30 m ³	9,700	8 m ³	8,100
50	30 m ³	16,000	8 m ³	16,000
75	30 m ³	35,500	8 m ³	40,400
100	30 m ³	57,500	8 m ³	67,900
125	30 m ³	87,500	8 m ³	105,400
150	30 m ³	120,000	8 m ³	146,000

※現行は口径別、改定後は一律 8 m³に統一。

臨時用 | 基本料金（円/月）

臨時用 口径	農事用 13	以外 13	20	25	30	40	50	75
現行	100	1,000	2,000	2,500	3,000	4,000	15,000	20,000
改定後	125	1,250	2,500	3,130	3,750	5,000	18,750	25,000

その他（円/m³ ほか）

項目	臨時用 水量料金	公衆浴場用	消火栓 50 mm以下	消火栓 65 mm
現行	400	106	1,800	2,800
改定後	500	140	2,250	3,500

※ 臨時用水量料金・公衆浴場用は円/m³。消火栓は 5 分までごと・1 個。

一般用 | 従量料金（円/m³）

水量区分	現行	改定後
～10 m ³	143	—
～50 m ³	163	210
～1,000 m ³	182	220
1,000 m ³ 超	186	230

※現行は口径により基本水量（8/10/30 m³）が異なる。改定後は基本水量 8 m³超に適用。

下水道事業

一般汚水 | 基本料金 (円/月) ・ 従量料金 (円/㎡) ※基本水量 10 ㎡→8 ㎡、基本料金は据置

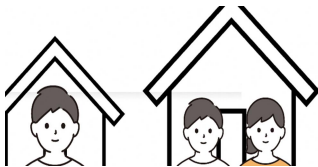
区分	基本料金	～50 ㎡	～1,000 ㎡	1,000 ㎡超
現行 (基本水量 10 ㎡)	1,200	130	135	140
改定後 (基本水量 8 ㎡)	1,200	155	160	165

※ 公衆浴場用汚水・温泉汚水・その他の汚水 85→100 円/㎡。

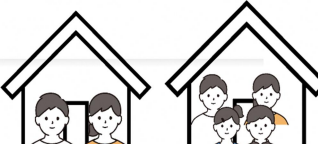
2. 影響額試算 (モデルケース)

代表的な口径・使用水量での 1 か月あたりの料金 (水道+下水道、税抜) の変化。

口径 13mm (主に 1～2 人世帯の一般家庭)

	使用 水量	現行料金 (税抜)	改定後料金 (税抜)
			水道 B × 下水道 B 【配慮重視型】
	8㎡	2,240 円 水道 1,040 円/下水道 1,200 円 月差額 — 円 水道 - 円/下水道 - 円 現行比 — % 水道 - %/下水道 - %	2,500 円 水道 1,300 円/下水道 1,200 円 月差額 +260 円 水道 +260 円/下水道 +0 円 現行比 +11.6% 水道 +25.0%/下水道 +0.0%
	10㎡	2,526 円 水道 1,326 円/下水道 1,200 円 月差額 — 円 水道 - 円/下水道 - 円 現行比 — % 水道 - %/下水道 - %	3,230 円 水道 1,720 円/下水道 1,510 円 月差額 +704 円 水道 +394 円/下水道 +310 円 現行比 +27.9% 水道 +29.7%/下水道 +25.8%

口径 20mm (主に 2～4 人世帯の一般家庭)

	使用 水量	現行料金 (税抜)	改定後料金 (税抜)
			水道 B × 下水道 B 【配慮重視型】
	10㎡	3,500 円 水道 2,300 円/下水道 1,200 円 月差額 — 円 水道 - 円/下水道 - 円 現行比 — % 水道 - %/下水道 - %	4,380 円 水道 2,870 円/下水道 1,510 円 月差額 +880 円 水道 +570 円/下水道 +310 円 現行比 +25.1% 水道 +24.8%/下水道 +25.8%
	20㎡	6,430 円 水道 3,930 円/下水道 2,500 円 月差額 — 円 水道 - 円/下水道 - 円 現行比 — % 水道 - %/下水道 - %	8,030 円 水道 4,970 円/下水道 3,060 円 月差額 +1,600 円 水道 +1,040 円/下水道 +560 円 現行比 +24.9% 水道 +26.5%/下水道 +22.4%

口径 50mm (主に旅館等の大口使用者)

	使用 水量	現行料金 (税抜)	改定後料金 (税抜)
			水道 B × 下水道 B 【配慮重視型】
	1,000㎡	326,810 円 水道 192,160 円/下水道 134,650 円 月差額 — 円 水道 - 円/下水道 - 円 現行比 — % 水道 - %/下水道 - %	393,530 円 水道 233,820 円/下水道 159,710 円 月差額 +66,720 円 水道 +41,660 円/下水道 +25,060 円 現行比 +20.4% 水道 +21.7%/下水道 +18.6%
	1,500㎡	489,810 円 水道 285,160 円/下水道 204,650 円 月差額 — 円 水道 - 円/下水道 - 円 現行比 — % 水道 - %/下水道 - %	591,030 円 水道 348,820 円/下水道 242,210 円 月差額 +101,220 円 水道 +63,660 円/下水道 +37,560 円 現行比 +20.7% 水道 +22.3%/下水道 +18.4%

経常収支比率及び健全化判断比率等について

○経常収支比率

加賀市の令和7年度決算に基づく経常収支比率は、市民税や固定資産税などの市税が増加したこと等による経常一般財源(比率算定における分母)の増加により、前年度と比較して1.4 ポイント改善しています。

○健全化判断比率及び資金不足比率

健全化判断比率及び資金不足比率は、全ての比率が国の定める基準を下回っていますが、将来負担比率は石川県内市の平均値と比較すると高い水準にあります。

1. 経常収支比率

区 分	令和5年度 決算	令和6年度 決算	令和7年度 決算	令和6年度 石川県内市 平均値
経 常 収 支 比 率	95.5 %	95.9 %	94.5 %	94.2 %

①～④のいずれかがこの基準以上になると、財政健全化計画の策定や実施状況の公表が義務付けられます。

①～③のいずれかがこの基準以上になると、財政再生計画の策定や実施状況の公表が義務付けられるうえ、起債の制限を受けます。

2. 健全化判断比率等

区 分	令和5年度 決算	令和6年度 決算	令和7年度 決算	令和6年度石川県内市		(国の定める基準)	
				平均値等	基準超団体数	早期健全化基準	財政再生基準
① 実質赤字比率	－ %	－ %	－ %	赤字団体 なし	なし	12.54 %	20.00 %
(参考) 黒字比率	4.43 %	4.13 %	4.76 %				
② 連結実質赤字比率	－ %	－ %	－ %	赤字団体 なし	なし	17.54 %	30.00 %
(参考) 黒字比率	20.32 %	22.43 %	25.07 %				
③ 実質公債費比率	8.7 %	8.2 %	7.7 %	9.8 %	なし	25.0 %	35.0 %
④ 将来負担比率	106.8 %	104.1 %	108.7 %	43.2 %	なし	350.0 %	

区 分	令和5年度 決算	令和6年度 決算	令和7年度 決算	令和6年度石川県内市	
				平均値等	基準超団体数
⑤ 資金不足比率					
病院事業会計	－ %	－ %	－ %	資金不足団体 なし	なし
(参考) 剰余比率	6.63 %	2.73 %	0.00 %		
水道事業会計	－ %	－ %	－ %	資金不足団体 なし	なし
(参考) 剰余比率	105.09 %	112.99 %	118.23 %		
下水道事業会計	－ %	－ %	－ %	資金不足団体 なし	なし
(参考) 剰余比率	28.15 %	109.39 %	190.89 %		

(国の定める基準)	
経営健全化基準	
20.00 %	
20.00 %	
20.00 %	

⑤がこの基準以上になると、経営健全化計画の策定や実施状況の公表が義務付けられます。

(注1) 「－ %」は、実質赤字額、連結実質赤字額又は資金不足額がないことを表します。

(注2) 令和6年度石川県内市の平均値等は、総務省の公表資料から算出した11市の単純平均値です。

算 定 方 法

1. 経常収支比率

一般会計において、市税・交付金・普通交付税（臨時財政対策債を含む。）などの毎年度経常的に収入される一般財源を、人件費・扶助費・公債費・物件費などの経常的な経費にどれだけまわしたのかを表す比率です。

$$\text{経常収支比率} = \frac{\text{経常経費に充当した一般財源}}{\text{経常一般財源}}$$

2. 健全化判断比率等

①実質赤字比率

一般会計における、実質赤字の標準財政規模に対する割合です。

$$\text{実質赤字比率} = \frac{\text{一般会計の実質赤字額}}{\text{標準財政規模}}$$

※標準財政規模・・・市の一般財源の標準的な大きさです。

地方交付税算定上の標準税収入額＋普通交付税＋臨時財政対策債の発行可能額で表します。

②連結実質赤字比率

一般会計だけでなく、国民健康保険や介護保険などの特別会計及び病院や上下水道など、地方財政法上の公営企業会計を含めて計算した実質赤字額の標準財政規模に対する割合です。

$$\text{連結実質赤字比率} = \frac{\text{連結実質赤字額}}{\text{標準財政規模}}$$

③実質公債費比率

一般会計で借り入れた借金の返済だけでなく、公営企業会計や一部事務組合等で借り入れた地方債の返済、また債務負担行為に基づく支出に対する負担なども加味して、そのすべての負担に賄われている一般財源の標準財政規模に対する割合です。

$$\text{実質公債費比率} = \frac{(\text{地方債の元利償還金} + \text{準元利償還金}) - (\text{特定財源} + \text{償還金に係る基準財政需要額算入額})}{\text{標準財政規模} - \text{償還金に係る基準財政需要額算入額}} \text{の3カ年平均}$$

④将来負担比率

一般会計、特別会計及び一部事務組合等で借り入れた借金のほか、債務負担行為に基づく支出予定額や退職手当支給予定額、また地方公社や第3セクター法人の債務保証額等のうち、一般会計が将来負担すると見込まれる額の標準財政規模に対する割合です。

$$\text{将来負担比率} = \frac{\text{将来負担額} - (\text{充当可能基金} + \text{特定財源} + \text{地方債現在高に係る基準財政需要額算入見込額})}{\text{標準財政規模} - \text{償還金に係る基準財政需要額算入額}}$$

⑤資金不足比率

病院や上下水道など、地方財政法上の公営企業会計における資金不足額の事業規模に対する割合です。

$$\text{資金不足比率} = \frac{\text{資金の不足又は剰余額}}{\text{事業の規模}}$$

会計等区分		健全化判断比率等				
一般会計		①実質赤字比率	②連結実質赤字比率	③実質公債費比率	④将来負担比率	⑤資金不足比率
特別会計		国民健康保険特別会計				
		後期高齢者医療特別会計				
		介護保険特別会計				
地方財政法上の公営企業会計		病院事業会計				
		水道事業会計				
		下水道事業会計				
一部事務組合 広域連合		南加賀広域圏事務組合				
		石川県市町村消防団員等公務災害補償等組合				
		石川県市町村消防賞じゅつ金組合				
		石川県後期高齢者医療広域連合				
地方公社 第3セクター等		加賀市土地開発公社				

8月27日からの大雨について

1. 大雨の概要

日時	内 容
8月27日(木)	○気象警報の発表状況
7時54分	レベル3大雨警報(発表)
8時32分	レベル4大雨危険警報、レベル4土砂災害危険警報(発表)
16時20分	レベル2大雨注意報、レベル2土砂災害注意報(切替え)
19時33分	レベル3大雨警報(発表)
8月28日(金)	
5時40分	レベル2大雨注意報(切替え)

2. 大雨に対する対応

日時	内 容
8月27日(木)	
8時32分	○災害対策本部の設置
9時00分	○避難所の開設 6か所の指定避難所を開設 12名避難 ※8月27日 11時現在
10時00分	○避難情報の発表 市内全域に避難指示を発表
13時30分	○災害対策本部会議の開催
16時50分	○避難指示の解除
17時00分	○避難所の閉鎖

3. 市内の被害状況

(1)人的被害	けが人の報告なし
(2)物的被害	
① 住宅被害	被害の報告なし
② その他の被害 (主なもの)	○アンダーパスの冠水 市道3カ所、県道2カ所 大菅波町(C-81)※解消済み 八日市町(C-168)※解消済み 弓波町(C-168)※解消済み 作見町(県道片山津山代線)※解消済み 幸町(県道荒木田原町線)※解消済み ○道路冠水 県道1箇所 潮津町(県道山中伊切線)※解消済み ○倒木被害 潮津町(C-55)※撤去済み ○公共施設 雨漏り被害 学校施設 7カ所 こども育成相談センター(8月27日(木)～31日(月)臨時休所)

小松加賀自治体病院協議会設置に関する 協定締結式



国民健康保険 小松市民病院
Komatsu Municipal Hospital



加賀市医療センター
Kaga Medical Center

令和8年8月25日



2病院の概要

小松市民病院

■ 診療科 28診療科

■ 病床数 340床

■ 併施設設等

- ・ 南加賀救急医療センター
- ・ 南加賀急病センター
- ・ 小松市民病院訪問看護ステーション
- ・ こまつ病児保育ルーム

■ 病院指定等

- ・ 石川県地域がん診療連携拠点病院
- ・ 石川県地域災害拠点病院
- ・ 地域医療支援病院
- ・ 紹介受診重点医療機関
- ・ 基幹型臨床研修病院
- ・ 看護師特定行為研修指定研修機関

加賀市医療センター

■ 診療科 26診療科

■ 病床数 300床

■ 併施設設等

- ・ 訪問看護ステーションりんく
- ・ 病児病後児保育室かもっこ
- ・ 加賀市地域包括支援サブセンター

■ 病院指定等

- ・ 石川県地域がん診療連携推進病院
- ・ 石川県地域災害拠点病院
- ・ 紹介受診重点医療機関
- ・ 基幹型臨床研修病院
- ・ 看護師特定行為研修指定研修機関

地域医療構想の策定

- 85歳以上の高齢者の増加や、地域差の拡大等がさらに進む2040年とその先を見据え、厚生労働省から新たな地域医療構想に関するガイドラインが示された
- 医療機関の役割分担を明確化し、医療機関機能に着目した連携・再編・集約化を推進

ガイドラインにおける市町村の役割（抜粋）

- 病院開設者、介護保険事業、住民に最も近い立場などの観点で、地域医療構想の策定及び推進に協力
- 市町村立病院に係る病床数の適正化（ダウンサイズ）や提供する医療内容の見直し等の実施、地域全体の医療提供体制の構築・維持や連携・再編・集約化の取組への協力
- 介護保険事業（支援）計画との整合性の確保、都道府県との連携による介護に係る課題の共有、医療と介護の連携の推進
- 隣接する自治体や構想区域内の他の市町村との連携による取組の推進

小松加賀自治体病院協議会

地域医療を守り、効率的で市民に必要な医療提供体制を確保することを目的に、小松市・加賀市において「小松加賀自治体病院協議会」を設置し、石川県や金沢大学と連携・協力の上、南加賀医療圏における2病院の機能連携や経営のあり方等を協議する

- 前 提 条 件 -

- 次の3項目を前提に具体的手法を検討する
 - ・ 現在の診療科等の医療提供体制を、医療圏として維持・強化する
 - ・ 民間医療機関を含めた効率的な医療提供体制とする
 - ・ 2病院の双方が持続可能な経営体制となる
- 今回の協議においては、2つの病院をそれぞれ存続させることが前提
- 民営化などを伴うものではなく、病院の合併や一方の病院の廃止を伴うものとはしない

- 検 討 項 目 -

- 2病院間における医療提供体制等の課題に関すること
- 病院経営のあり方に関すること
- 将来にわたる地域医療の安定確保に関すること
- 医療職等の確保及び人事交流に関すること